緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充を求める意見書

近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、各地で甚大かつ深刻な被害がもたらされている。松江市においても令和３年、令和４年と災害が続き特別交付税での財政支援もあったが、長引く不況の中、事業者の減少もあり発注がままならず、事業繰り越しを行いながら対応しているのが現状である。事業繰り越しが積み重なると当然、次年度の社会資本整備総合交付金の措置も減額される傾向にあり、小規模自治体や地方の市・町では事業の減少につながりかねない状況である。

また、令和６年能登半島地震により、同じ半島部を抱える松江市においては改めて防災避難道路の拡充や災害時のライフラインの復旧、物資輸送、避難所の生活環境など、様々な課題を検証し、今後の防災・減災対策に反映させることが必要となってきた。また、原子力災害においては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法などでの支援もあるが、市町村合併し指定に入らない地域においては未だに「防災避難」においては着手できておらず、国土強靱化を目的とした様々な防災・減災対策の取組を進め、地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

これらの取組を継続的かつ着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを守るためには、将来にわたって安定的で必要かつ十分な財源の確保が重要である。

ついては、令和７年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債を、令和８年度以降も継続し、必要に応じて対象事業の更なる拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、地域の実情に即した柔軟な対応を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年７月３日

松　江　市　議　会

（提出先）
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、
防災担当大臣